

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I. 現状

(1) 地域の災害リスク

(洪水：防災マップ)

広島県が公表している「洪水ポータルひろしま」及び庄原市の防災マップによると、当会本所が立地する庄原市西城町の大佐地区及び平子地区で洪水の発生が予測されており、また、比和支所が立地する庄原市比和町の比和地区も洪水の発生が予測されている。最大 10mに及ぶ浸水深となることが想定されており、人命に関わる深刻な被害を及ぼすことが懸念される。

- ・洪水ポータルひろしま

<http://www.kouzui.pref.hiroshima.lg.jp/portal/top.aspx>

- ・庄原市防災マップ

https://www.city.shobara.hiroshima.jp/main/life/cat10/cat2/cat6/post_372.html

(土砂災害：防災マップ)

広島県が公表している「土砂災害ポータルひろしま」及び庄原市の防災マップによると、当会管内は中国山地の概ね中央に位置し、土地が急峻で平地が少ないため、土砂災害警戒区域が広く存在している。

- ・土砂災害ポータルひろしま

<https://www.sabo.pref.hiroshima.lg.jp/portal/Top.aspx>

- ・庄原市防災マップ

https://www.city.shobara.hiroshima.jp/main/life/cat10/cat2/cat6/post_372.html

(地震：J-SHIS)

文部科学省地震調査研究推進本部ホームページの「広島県の地震活動の特徴」によると、南海トラフで発生する地震について、マグニチュード 8~9 の規模の地震が 30 年以内に発生する確率は 60~90% 程度以上と評価されており、安芸灘～伊予灘～豊後水道で発生する地震についても、マグニチュード 6.7~7.4 の規模の地震が 30 年以内に発生する確率は 40% 程度と評価されている。

- ・地震調査研究推進本部（文部科学省）「広島県の地震活動の特徴」

https://www.jishin.go.jp/regional_seismicity/rs_chugoku-shikoku/p34_hiroshima/

- ・地震調査研究推進本部（文部科学省）「南海トラフで発生する地震」

https://www.jishin.go.jp/regional_seismicity/rs_kaijo/k_nankai/

- ・庄原市地域防災計画（震災対策編）

https://www.city.shobara.hiroshima.jp/main/government/seisaku/cat03/life/post_948.html

(その他)

「庄原市地域防災計画（基本編）」で想定されている災害のうち、「雪害」については、大雪による交通機関の麻痺や雪崩等の直接被害が想定される。「林野火災」については、市の面積の 84% が山林で占められていることに加え、急傾斜地が多い上に笹等の植物の繁茂が著しいため、一度、山火事が発生すると、消防活動も極めて困難となり、大規模火災となる恐れがある。

- ・庄原市地域防災計画（基本編）

https://www.city.shobara.hiroshima.jp/main/government/seisaku/cat03/life/post_948.html

(感染症)

新型インフルエンザは、10 年から 40 年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また、新型コロナウイルス感染症のように国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国的かつ急速な蔓延により、国民の生命及び健康に重大な影響を与える恐れがある。

- ・感染症情報（厚生労働省）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/kenkou/kekkaku-kansenshou/index.html

（2）商工業者の状況

1) 事業所数

	平成22年 4月1日	令和2年 4月1日	令和7年 4月1日	対比 (R7/H22)	減少数 (H22→R7)
小規模事業者数	533	411	382	71.6%	151
会員数	441	339	326	73.9%	115

【表1 備北商工会の商工業者数等】（商工会実態調査・経営発達支援事業報告より）

当会地域では、【表1】のように、小規模事業者数は15年間で151件減少している。令和7年度においても、この減少傾向は継続しており、地域経済の縮小が懸念される。

2) 会員事業所の業種別割合

	建設業	製造業	卸売業	小売業	サービス業	その他	合計
R7会員数	41	33	0	69	89	94	326
業種割合	12.5	10.2	0	21.2	27.3	28.8	100
R2会員数	43	34	1	84	82	95	339
増減 (R7-R2)	-2	-1	-1	-15	+7	-1	-13

【表2 業種別割合】（商工会実態調査・経営発達支援事業報告より）

当会地域では、【表2】のように、「その他」の業種が最も多く、次いでサービス業、小売業と続いている。「その他」の業種の多くは農業系の事業者であり、当会の会員構成の大きな特徴となっている。

令和7年度においてもサービス業以外の業種は減少が続いている。特に小売業の減少が大きく、地域の小字ごとにあった小売店の廃業が進んでいることが窺える。地域の高齢化が進む中、最寄りの小売店が閉店することで買い物弱者の利便性が失われており、災害時の対応にも影響を及ぼすことが危惧される。

（3）これまでの取り組み

1) 庄原市の取り組み

- ・地域防災計画の改正

平成17年6月15日に「庄原市地域防災計画」を策定し、以降、県地域防災計画や国等の通知を踏まえた見直しに加え、平成22年の庄原ゲリラ豪雨や、平成30年7月豪雨災害など、大規模災害における課題への対応状況などを踏まえ、毎年修正を行っている。基本編と震災対策編の2編で構成されており、令和7年度においても、能登半島地震や最近の防災施策等を踏まえた修正を行った。

- ・庄原市強靭化地域計画の策定

令和3年5月に「庄原市強靭化地域計画」を策定し、災害に対する地域の強靭化を計画的に推進している。

- ・平成22年庄原豪雨を契機とした土砂災害対策

平成22年7月16日の局地的集中豪雨により土石流やがけ崩れが多数発生し、死者1名、家屋の全壊・半壊などの甚大な被害を受けて以降、県による土砂災害警戒区域の指定や、庄原市における避難体制の見直し等を実施した。

- ・ハード対策（インフラ整備）

砂防堰堤の整備により土石流の発生箇所に堰堤を設置し、流木や土砂の流出を防止。また、避難所の整備と標識設置を行った。さらに、県において市内の小学校区を中心に土砂災害警戒区域の標識を設置されており、住民の認知度向上を図っている。

- ・ソフト対策（情報提供・教育）

自治振興区や市内各種団体に対し、防災講座等を開催し、防災マップの見方など災害への事前の備えについて啓発することで、防災意識の醸成を図っている。

- ・防災マップの作製配布

被害想定区域として「浸水想定区域」、「土砂災害警戒区域」、「土砂災害特別警戒区域」を示しているほか、避難所や要配慮者利用施設などの情報をまとめて表示している。なお、県が新たに指定した土砂災害警戒区域等を踏まえ、令和3年度に冊子版の防災マップの更新を完了し、各世帯へ配布した。さらに、令和6年度からは庄原市マップ（公開型GIS）において、web上で被害想定区域の確認が可能となっている。

- ・住民告知端末等による情報発信

平成26年度から平成30年度にかけて、市内全域に光ファイバーを整備した。この光ファイバーを活用し、庄原市では住民福祉の向上に資するため「災害等に関する緊急事項」や「行政情報」等を迅速かつ確実に伝達する「住民告知放送」を実施している。また、災害時の緊急情報については、市公式LINEや緊急速報メール等も活用している。

- ・災害協定の締結

庄原市では、大規模災害時等に迅速で的確な応急対策を行えるよう、他の地方公共団体や民間団体等と応援協定を締結している。令和6年11月28日には防災図上訓練（受援計画）を実施し、実効性の向上を図っている。

- ・庄原市業務継続計画の策定

大規模な災害の発生により、庄原市の本庁舎やシステム、又は、職員等の被災により執務環境に制約が生じた場合であっても、適切に業務を執行できるよう、平成30年12月に「庄原市業務継続計画」を策定。

- ・被災者等の生活再建

庄原市災害見舞金や被災者生活再建支援法による支援金の支給など、各種支援措置等に努める。

2) 当会の取り組み（第1期実施状況）

- ・LINE公式アカウント等を活用した情報発信

LINE及びLINE公式アカウントを活用し、国や広島県が行う事業者BCP策定セミナーの開催情報を周知し、参加を促すなどの取組を実施。令和3年7月の大雨の際には、警戒情報の発信及び被害状況の情報収集を迅速に行った。

- ・広島県商工会連合会主催事業者BCPセミナーへの参加促進

広島県商工会連合会が主催する「事業者BCPセミナー」の周知を行い、令和4年度は3者が受講し、知見を深めた。令和5年度は事業計画策定セミナーやHP、SNSを活用した情報発信を継続実施。

- ・専門家による研修・セミナーの実施

令和6年度は広島県商工会連合会主催の「人事・労務リスク啓発セミナー」「サイバーリスク啓発セミナー」に事業者と職員が参加。あいおいニッセイ同和損害保険株式会社の講師による貯蓄共済等事業者向け保険の研修を実施し、職員の知識習得を図った。

- ・継続的なフォローアップの実施

前年までにセミナーに参加し事業者BCP策定に至らなかった事業者2者に対し、策定に向けたフォローを実施。令和6年度中に1件の策定が実現し、令和7年度中には2件の策定見込みとなった。

- ・関係機関との連携強化

庄原市主催の「事業者支援セミナー」への参加（令和4年9月）、第8回地方創生にかかる情報交換会への参加（令和6年2月）等により、庄原市や中国経済産業局、金融機関との意見交換を実施。

- ・職員のスキルアップ

事業継続力強化計画（事業者BCP）に関するセミナー等に職員を派遣して支援スキルの向上を図

とともに、職員 1 名が事業者 BCP 作成に対応できる法定経営指導員に認定された。令和 6 年度は IT パスポート試験を経営指導員 2 名、支援員 2 名が取得し、デジタル化対応能力の向上を図った。

・当会 BCP の作製・運用

令和 2 年 4 月に「備北商工会事業継続計画（BCP）」を作成し、令和 7 年に第 2 版に改訂。役員・職員に周知するとともに、非常時の連絡体制などの構築を進めた。

【第 1 期計画実績（令和 3 年度～令和 6 年度）】

年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	累計
目標件数	10	10	10	10		40
実績件数	1	0	3	1		5
達成率	10%	0%	30%	10%		12.5%

II. 課題

第 1 期計画の評価を踏まえた課題

- ・第 1 期計画では 5 年間で 5 件の事業者 BCP 策定支援を実施したが、年間 10 社という目標に対し大幅に未達成（累計達成率 12.5%）。特に令和 4 年度は策定実績 0 件となった。
- ・新型コロナ関連の各種支援策対応に追われ、事業者 BCP の策定について事業者に積極的なアプローチができていない状況が続いた。
- ・家族経営の事業者が多く、計画策定の必要性や取組みのメリットの認識が薄い。補助金申請時の加点以外にインセンティブがなく、事業者が計画策定に取り組むメリットを認識しづらい。
- ・大雨による河川の氾濫などの災害が発生したものの、商工業への影響は少なく、危機感が感じられない状況がある。
- ・人口減少が進み、事業の継続に向けて他地域の事業者との取り引きを展開する事業者が増えているため、災害時の事業継続に向けた取組みの必要性は高まっているが、この認識を事業者に浸透させることが課題。
- ・限られた予算の中で効果的な支援を行うための工夫が必要。
- ・デジタルツールを活用した情報発信・連絡体制の強化が必要。
- ・感染症対策においては、地区内小規模事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出社させない等のルール作りや、感染拡大に備えたマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策としての保険の必要性を周知するなどの対策が必要。

III. 目標

- ・管内事業者に対し災害、感染症等のリスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- ・当会と庄原市との連絡体制を密にし、緊急時でも円滑な連絡調整ができるよう報告・連携ルートを構築する。
- ・発災後に速やかな復興支援策が行えるよう、また域内での感染症発生時には速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制と関係機関との連携体制を平時から構築する。
- ・自然災害等のリスクに対応した共済や保険制度に対する助言を行える人材を育成する。
- ・デジタルツールを活用した効率的な情報発信・連絡体制を構築する。

【成果目標】

	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度	令和 12 年度
支援対象事業者	30	30	30	30	30
内、事業者 BCP 作成事業者数	6	6	6	6	6

※第1期の実績（5年間で5件、年平均1件）と経営指導員3名体制を踏まえた現実的な目標設定
※補助金申請時等の機会を活用した継続的な啓発により、実現可能な目標として設定
※上記計画内容に変更が生じた場合は、速やかに県に報告するものとする。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和8年4月1日～令和13年3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

- ・当会と庄原市の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

〈1. 事前の対策〉

第1期計画の実施状況・評価を踏まえ、より効果的・効率的な支援体制を構築し、日々の様々な経営リスクから企業を守り事業継続を支援する必要がある。そこで当会は、第1期で策定した当会BCPの見直し・改善を図りつつ、発災時に混乱なく対応し、応急対策等に取り組めるようにする。

1) 小規模事業者に対する災害等リスクの周知

- ・当会と庄原市が連携し、防災マップ等により事業所立地場所の自然災害等のリスクや、災害の影響を軽減するための取り組みや対策（事業休業への備え、災害補償等の損害保険や共済への加入など）について、巡回指導時に説明する。
- ・当会や庄原市の広報・ホームページ、メール配信などで、国の施策の紹介やリスク対策の必要性、損害保険等の概要、事業者BCPに取り組む事業者の事例紹介などを行う。
- ・管内事業者に対し、事業者BCPの策定支援や効果的な訓練等について指導・助言を行う。
- ・事業継続の取り組みに関する専門家を招き、普及啓発セミナーや行政施策をはじめとする各種施策や保険制度の紹介等を含めた個別支援を実施する。
- ・新型ウイルス感染症は、いつでも、どこでも流行する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、誤情報に惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。

2) 「備北商工会事業継続計画（BCP）」の見直し・改善

- ・当会は、令和7年に作成した当会BCPについて、第1期計画の実施状況・評価を踏まえ、継続的な見直し・改善を行う。
- ・安否確認システム（トヨクモ）や商工会災害情報報告システムの運用体制を維持・改善する。

3) 関係団体との連携

- ・広島県商工会連合会及び広島県共済との連携により、共済制度等の普及啓発を進める。
- ・庄原市や警察署・消防署など関係機関と連携して訓練の実施などを行う。
- ・感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険や障害保険、感染症特約付き休業補償など）の紹介等も実施する。

4) フォローアップ

- ・年間6社以上の事業者BCP作成事業者を目標とし、1社あたり年間4回以上のフォローアップを行う

【目標数値】

	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
事業者BCP作成事業者数	6	6	6	6	6
フォローアップ回数	24回	24回	24回	24回	24回

5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害の発生を仮定し、庄原市との連絡ルートの確認などを行う。
- ・警察署・消防署など関係機関と連携して訓練の実施などを行う。

6) デジタルツールを活用した情報発信・連絡体制の強化

- ・当会ホームページを活用した事業者 BCP 関連情報の発信
- ・メール配信によるリスク情報の迅速な周知
- ・安否確認システム（トヨクモ）を活用した職員間の連絡体制強化
- ・商工会災害情報報告システムを活用した被害状況の効率的な収集・報告

〈2. 発災後の対策〉

自然災害等の発災時は、人命救助を第一としたうえで、当会 BCP に基づき管内の被害状況を把握し、関係機関への連絡を行う。

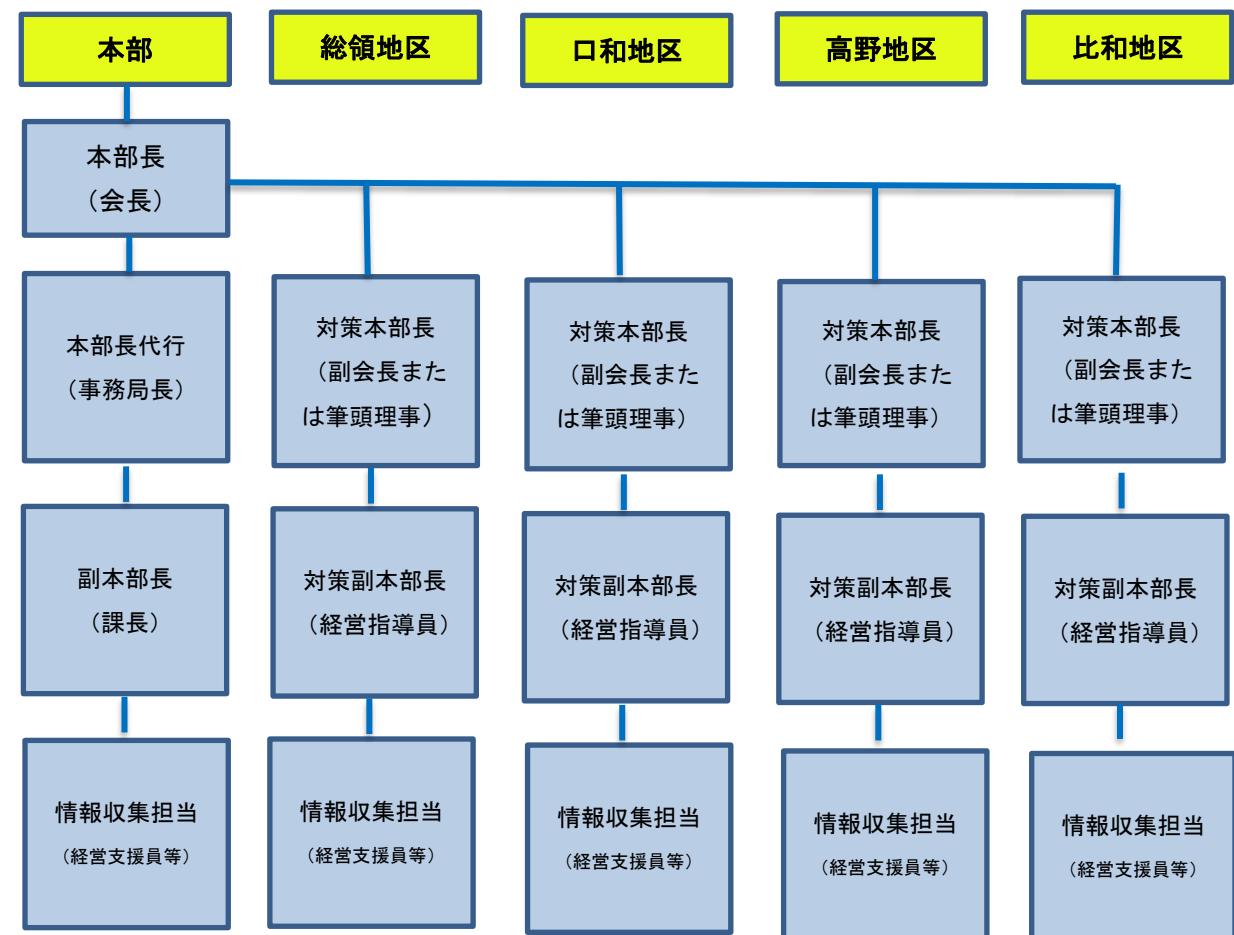
1) 応急対策の実施可否の確認

- ・発災後 24 時間以内に職員の安否確認を行う。
- ・当会 BCP に沿って、安否確認システム（トヨクモ）等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況（家屋被害や道路状況等）を当会と庄原市で共有する。
- ・国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。
- ・感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第 32 条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、庄原市における感染症対策本部設置に基づき当会による感染症対策を行う。

2) 応急対策の方針決定

- ・当会と庄原市との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
- ・職員の目視で命の危険を感じる場合は、出勤せず、職員自身が身を守る行動を取り、安全を確保した後に出勤する。
- ・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- ・大まかな被害状況を確認し、10 日以内に情報共有する。
- ・職員に対しての事務連絡は、次の非常時連絡網で、①安否確認システム（トヨクモ）②電話 ③メール等で情報伝達を行う。

【非常時連絡網（対策本部機構図）】



【被害規模の目安】

大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none"> ・地区内の 10% 程度の事務所で「瓦が飛ぶ」「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内の 1 % 程度の事務所で「床上浸水」「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 ・被害が見込まれる地域において、連絡が取れない、もしくは交通網が遮断されており、状況が確認できない。
被害がある	<ul style="list-style-type: none"> ・地区内の 1 % 程度の事務所で「瓦が飛ぶ」「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している ・地区内の 0.1% 程度の事務所で「床上浸水」「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none"> ・目立った被害の情報がない

※なお、連絡がとれない区域については、大規模な被害が生じているものと考える。

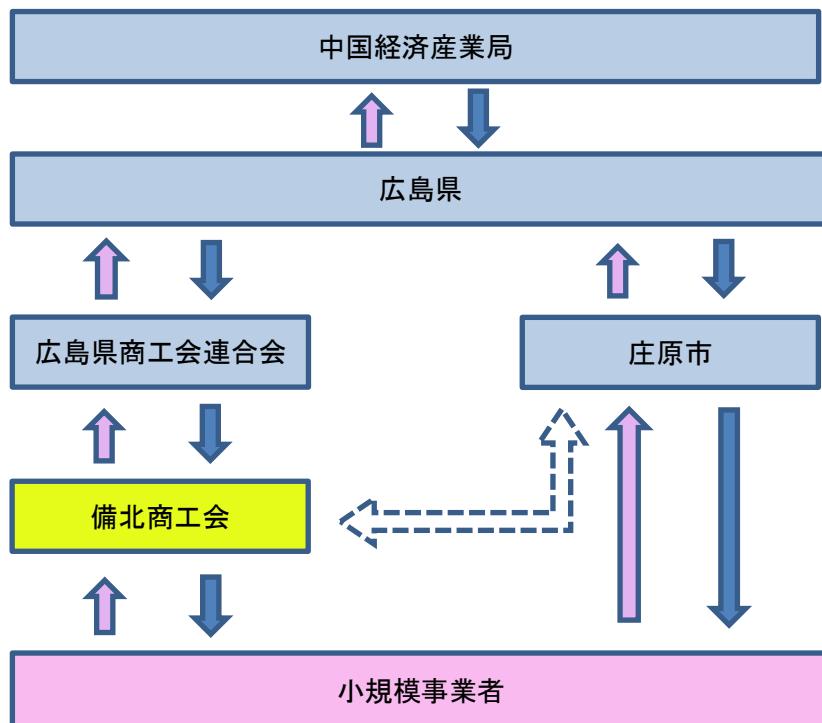
【本計画により、当会と庄原市は、以下の間隔で被害情報等を共有する】

発災後～1週間	1日に3回共有する
1週間～2週間	1日に1回共有する
2週間～1ヶ月	1週間に1回以上共有する
1ヶ月以降	2週間に1回共有する

- ・必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務を導入する等体制維持に向けた対策を実施する。

〈3. 発災時における指示命令系統・連絡体制〉

- ・自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・自然災害による二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
- ・当会と庄原市は、自然災害による被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、予め確認しておく。
- ・当会は、広島県商工会連合会の「商工会災害情報報告システム」に入力した被害状況を活用し、庄原市の商工担当部署へ情報共有し、庄原市は県の商工担当部署へ報告する。
- ・感染症流行の場合、国や広島県等からの情報や方針に基づき、当会と庄原市が共有した情報を県の指定する方法にて当会又は庄原市より県へ報告する。



〈4. 緊急対応時の地区内小規模事業者に対する支援〉

- ・相談窓口の開設方法について、庄原市と相談する（当会は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）。
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・緊急時に有効な被災事業者施策（国や広島県、庄原市等の施策）について、地区内の小規模事業者等へ周知する。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

〈5. 地区内小規模事業者に対する復興支援〉

- ・広島県及び庄原市の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を広島県や市町、広島県商工会連合会及び全国商工会連合会等に相談する。

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県に報告するものとする。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制	
(令和7年 12月現在)	
<p>(1) 実施体制（商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／関係市町の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／商工会又は商工会議所と関係市町の共同体制／経営指導員の関与体制 等）</p>	
<p>備北商工会 事務局長</p>	<p>庄原市 企画振興部長</p>
<p>備北商工会 (本所) 法定経営指導員</p>	<p>庄原市 企画振興部 商工観光課長</p>
	<p>確認 ↔ 連携</p>
	<p>庄原市 総務部 危機管理課長</p>
<p>連携 連絡調整</p>	
<p>備北商工会各支所</p> <p>備北商工会 (比和支所)</p> <p>備北商工会 (高野支所)</p> <p>備北商工会 (口和支所)</p> <p>備北商工会 (総領支所)</p>	
<p>(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制</p>	
<p>①当該経営指導員の氏名、連絡先</p>	
<p>経営指導員 佐々木 美奈子 (備北商工会 本 所 : TEL 0824-82-2904) 〃 (備北商工会 比和支所 : TEL 0824-85-2330) 〃 (備北商工会 高野支所 : TEL 0824-86-2011) 〃 (備北商工会 口和支所 : TEL 0824-89-2325) 〃 (備北商工会 総領支所 : TEL 0824-88-2127)</p>	
<p>②当該経営指導員による情報の提供及び助言（手段、頻度 等）</p>	
<p>以下に関する必要な情報の提供及び助言等を行う</p>	
<ul style="list-style-type: none">・本計画の具体的な取り組みの企画や実行・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ（1年に1回以上）	

内容	手段	頻度
本計画の具体的な取り組みの企画や実行	定例会議	年 1 回
本事業の指導・助言・情報提供	巡回・窓口・セミナー	随時
本事業の進捗確認	委員会	年 4 回
本事業の見直し	委員会	年 1 回
庄原市との調整	委員会	年 1 回

(3) 商工会／商工会議所、関係市町連絡先

①商工会

備北商工会 経営支援課

〒729-5731

広島県庄原市西城町西城 197- 3

TEL : 0824-82-2904

FAX : 0824-82-2785

E-mail bihoku@hint.or.jp

②関係市町

庄原市役所 企画振興部 商工観光課

〒727-8501

広島県庄原市中本町一丁目 10- 1

TEL : 0824-73-1178

FAX : 0824-72-3322(代表)

E-mail : shobara@city.shobara.lg.jp

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県に報告するものとする。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
必要な資金の額	500	500	500	500	500
・専門家派遣	300	300	300	300	300
・委員会運営費	50	50	50	50	50
・チラシ作成費	50	50	50	50	50
・チラシ郵送費	50	50	50	50	50
・備蓄等	50	50	50	50	50

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法

- ①広島県「小規模事業指導費補助金」
- ②庄原市「商工会運営補助金」
- ③国補助金
- ④会費・手数料収入
- ⑤全国商工会連合会「伴走型小規模事業者支援推進事業費補助金」

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名	
該当なし	
連携して実施する事業の内容	
① ② ③ ・ ・ ・	
連携して事業を実施する者の役割	
① ② ③ ・ ・ ・	
連携体制図等	
①	
②	
③	